

諸外国における争議行為規制等について

厚生労働省 労働基準局 労働関係法課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

諸外国における争議行為規制について

諸外国における規制の概要

電気事業に限定した争議行為の規制は見当たらないが、電力供給を維持するための何らかのシステムは存在している。

具体的には、電気事業を含む公益事業について、争議行為の予告や調停等による早期解決を図る我が国の労働関係調整法に類似した制度のほか、以下のようなものが見られる。

①最低限のサービス提供を維持するために労使間合意又は行政規則により定めた業務の継続実施を求める制度

（イギリス、韓国、ドイツ、イタリア、カナダ州法、オーストラリア州法）

②拘束力のある仲裁裁定により紛争を終了させる制度

（韓国、カナダ州法）

③争議行為参加者に職場復帰を命じる制度

（フランス）

諸外国における争議行為規制について①

(備考) 本表は、JILPTの協力の下に、
労働基準局労働関係法課にて作成。

	イギリス	韓国	ドイツ
根拠法	労働組合・労働関係(統合)法(1992)	労働組合及び労働関係調整法(1996)	争議行為を規制する法令なし(判例に準拠)
規制概要	- 組合・組合員の民事免責が認められるためには、組合員の半数以上の者が参加することを定足数とする事前投票において、その過半数の支持を得なければならない。 - 保健、消防・救助、教育、運輸、原子力施設の廃止及び放射性廃棄物・使用済燃料の管理、国境の安全保障の公益6分野について、組合員全体の4割相当の賛成を義務付けている。 - ストライキ(最低サービス水準)法(2023)により、保健、消防・救助、教育、運輸、原子力施設の廃止及び放射性廃棄物・使用済燃料の管理、国境の安全保障の公益6分野については、ストライキの際に最低限のサービス維持を順次義務化(※)。使用者は必要な労働者を指名のうえ、労組に通知することができ、これに組合員が含まれる場合、労組は就業確保のための措置を講じなければならない。 (※) 例えば、旅客鉄道サービス分野の最低サービス水準は「ストライキ期間中、時刻表の40%に相当するサービスを運行するために必要」なもの。 <参考> 電気法(1989) 電力供給に関わる緊急事態が生じた場合、所管の国務大臣は、電気事業者に対し、協議のうえ、電力供給への影響緩和を目的に特定の行為を行うこと、又は行わないことを指令できる。	- 争議行為の事前に組合員の投票により過半数の支持がなければ、争議行為を実施できない。 - 争議行為は、生産その他主要業務に関連する施設及びこれに準ずる施設として大統領令で定める施設を占拠する形態で行うことはできず、また、事業場の安全保護施設に関し、正常な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為として行うことはできない。 - 国民経済に及ぼす影響が大きい公益事業であって、その業務の停止・廃止が著しく国民の日常生活や国民経済を阻害する必須公益事業(※)のうち、特に大統領令で定める必須維持業務(別紙)については、業務の正当な維持・運営を停止・廃止・妨害するような争議行為を行うことはできない。 (※) 鉄道、航空、水道、電気、ガス、石油精製、病院、韓国銀行、通信事業	- 協約締結を目的としたストライキのみが認められる。 - 争議行為は、一般に受け入れられるための一連の原則(最終手段原則、過剰禁止原則等)、労働協約期間中の平和義務を遵守する必要がある。 - 争議行為は、公共の福祉を顕著に侵害してはならない。つまり、個人的、社会的、国家的な需要の充足に必要な最低限の供給(※)に対して深刻な影響を与えてはならない。 (※) 最低限の供給が確保されるべき領域は、電気、ガス、水道、食糧、医療、交通、郵便、電報電話、ラジオ、テレビ、消防、埋葬、防衛、ごみ収集、国内治安等。 - 公益事業のストライキにおける最重要義務は「公衆の生活に不可欠なサービス(電気、水の供給、病院など)の維持」である。ストライキ期間中も維持されるべき不可欠の役務及びその水準は、通常、労使当事者間で合意されるが、合意に至らない場合には、ストライキの差止め請求を受けた裁判所により、決定されうる。
争議行為予告制度	- 労働組合は、7日前に使用者に対して事前投票実施の予告が必要。 - 投票結果が賛成多数の場合、争議行為に参加する被用者の種類・争議行為期間を使用者に7日前までに予告することが必要。	規定なし	規定なし
職権・緊急調整制度 一定期間の争議行為禁止 職場復帰命令	ACAS(助言あっせん仲裁局)は、職権で、あっせんを開始できるが、あっせんに参加するか否かは、当事者の任意による。	- 労働争議は、労働委員会による調停、仲裁の調整手続を事前に経なければならない。 - 調停期間(一般事業:10日以内、公益事業:15日以内)、仲裁期間(15日間)は争議行為禁止。 - 公益事業に関する争議行為で、著しく国民経済を害し、国民の日常生活を危うくするおそれがある場合、雇用労働部長官は、緊急調整を決定。 - 雇用労働部長官による緊急調整の決定が公表された日以降、争議行為は禁止。緊急調整の結果の公表から30日経過しなければ、争議行為はできない(調整が成立する見込みがないときは、中央労働委員会の委員長が公益委員の意見を聴いて、緊急調整開始後15日以内に仲裁への移行の可否を決定する。)	- 仲裁による解決は義務づけられていない。ただし、多くの場合、労使当事者の合意により、仲裁に付される。 - 労使が協約や協定によって行う調停手続きにおいて、平和義務(調整期間中は争議行為を行わない義務)が生じるかどうかは当事者の意思による(※)。 (※) 電気事業における代表的な労働組合の一つである工業・化学・エネルギー労組(IGBCE)は、交渉で労働協約を締結できなかった場合、協定に基づき調停機関を設置する。この期間は全会一致か単純過半数で決定することができ、決定は労使を拘束する。

諸外国における争議行為規制について②

(備考) 本表は、JILPTの協力の下に、
労働基準局労働関係法課にて作成。

	イタリア	カナダ	オーストラリア
根拠法	公共サービス部門におけるストライキ及び市民の有する憲法上の権利に関する法律(1990、2000)	各州の労使関係法	各州法(官公署の公務及び公私の機関によって提供される公共サービスに係る労働関係は各州の権限)
規制概要	- ストライキの権利と、生命、健康、自由、安全、移動の自由、社会保障、教育、通信といった憲法上保障された市民の権利保護を調和させるため、これら市民の権利保護のための業務(不可欠な公共サービス)について、必要最低限の役務の提供水準を労使間で定める制度がある(※)。 (※) 不可欠な公共サービスとしては、司法、病院、エネルギー供給(ガス・電気・水道)、交通、教育、郵便、電信、ラジオ・テレビ等が明記。 - 役務の提供水準に係る労使間の合意については、専門家からなる独立の委員会が審査し、不適当と認める場合には修正提案や裁定権限を有する。	- 市民の健康、安全、福祉に直接かつ重大な危機をもたらすような争議行為を行うことはできない(これらが損なわれない水準の役務の継続提供を求める)こととする州がある(※)。 (※) ケベック州は、このような業務として、官公署の公務、病院、交通、ガス、電気、水道、下水道、救急救命士等の業務を規定。	- 各州法において、不可欠なサービス(※)の継続提供を確保するため、争議行為が規制されている。 (※) 不可欠なサービスとして、エネルギー、交通、ヘルスサービス、下水道、水道等を明示する州(ニューサウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州)のほか、州民の生命、安全、健康及び福祉への危害及び州経済への重大な影響といった包括的な規定をする州(クイーンズランド州)がある。 - 規制の手法としては、民刑事免責を認めず、政府の申請に基づき裁判所又は労働委員会が当該争議行為の中止又は差止めを命ずるもの(ヴィクトリア州、クイーンズランド州)や、知事が当該サービスの継続提供を命じるもの(ニューサウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州)がある。
争議行為予告制度	10日前までの予告が必要。	確認した限りでは規定なし。	確認した限りでは規定なし。
職権・緊急調整制度 一定期間の争議行為禁止 職場復帰命令	—	- ケベック州では、ストライキが公衆の健康・安全を脅かしうる場合、労働審判所は当該労使に対し、不可欠な役務の提供を維持するよう命じうる。当該命令の日から、ストライキの実施は差し止められる。当該労使は、維持すべき業務について合意し、労働審判所が審査する(不十分と認める時は差し戻す)。この仕組みが適用される業務は、官公署の公務、病院、交通、ガス、電気、水道、下水道、救急救命士等の業務。 - アルバータ州では、当事者による紛争の自主的解決を促すため、労働委員会が、調停・仲裁等の紛争解決サービスを提供しており、市民の健康や財産への損害が生ずるような緊急事態の恐れがあるときに、仲裁裁定により争議行為を終結させる制度がある(※)。また、市民の健康又は財産への損害が労働紛争から生じうる場合、州副総督は、当該紛争の処理を法に定める手続により行うことを宣言しうる。これ以降のストライキの実施・継続は違法となる。案件は緊急仲裁(1～3名の仲裁員)に付され、紛争の諸点について仲裁裁定が下される。同裁定は拘束力を持ち、労働協約の内容となる。この仕組みが適用されるのは、下水道・水道・電気・ガスの操業停止の恐れ、病院サービスの縮小の恐れ、紛争当事者でない市民への不合理な困難が生じる恐れのあるときである。 (※) 下水道、水道、電気、ガス、病院サービスを裁定対象業務として規定。	- ニューサウス・ウェールズ州では、不可欠なサービス(エネルギー、交通、消防、ヘルスサービス、救急車、医薬品供給、下水道、水道等)の提供が阻害される恐れがあるとき、知事は、当該サービスの提供及び従事者の活動を規律する規則を作ることができ、知事は、当該阻害をもたらしている争議行為について、労働委員会に付託しなければならない。労働委員会は、まず調停を行った上で、それで解決しない場合には、仲裁裁定を行うことができる。 - ヴィクトリア州では、知事は、食品、交通、エネルギー、水道、下水道、ヘルスサービス等を、生存に関わる公私のサービスとして指定することができ、当該サービスを阻害する争議行為について、州最高裁は、所管大臣からの申請に基づき、当該争議行為の差止めを命じることができる。所管大臣は、維持されるべきサービス内容を決定し、当該サービス提供の維持を命じることができる。 - クイーンズランド州では、州民の生命、安全、健康及び福祉に危害をもたらす恐れがある場合、又は、州経済に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、労働委員会は、所管大臣からの申請に基づき、当該争議行為を差し止めるか、又は、終了させなければならない。労働委員会は、可能な限り、所管大臣からの申請への決定を5日以内に行わなければならない。これが出来ない場合には、当該争議行為を差し止める暫定命令をしなければならない。

諸外国における争議行為規制について③

(備考) 本表は、JILPTの協力の下に、
労働基準局労働関係法課にて作成。

	フランス	アメリカ
根拠法	労働法典(公共サービス部門のストライキ権に関する特別規定)(1963)	全国労働関係法(NLRA)(1935)
規制概要	- 公共サービスを提供する事業所(※)の職員には、公営・民営を問わず、争議権が認められている。 (※) フランス銀行、エール・フランス、フランス国鉄、フランス電力会社(EDF)、フランスガス公社、パリ空港、コルシカ鉄道、炭鉱等 - 公共サービスを提供する事業所の職員は、波状スト(労働の停止・再開を、職務・職種ごとに時間的にパラバラに行うこと、複数事業所において時差的に行うこと)が禁止されており、職務上の動機によらない政治目的のスト、座り込みスト、職場占拠等は制限されている。	- NLRAに基づく排他的交渉単位制度の下で団体交渉が行われており、各交渉単位において過半数の労働者に支持されている組合が、当該交渉単位のすべての労働者を代表して団体交渉を行う。 - 電気事業者の運営は全て民営であり、民間労働者には、事業の種類を問わず(※)争議権が認められている。 (※) 鉄道・航空事業には、鉄道労働法(1926)が適用され、別個の争議行為規制に服する。 - 二次的ストライキ(労使紛争の直接の当事者以外の者に対して行うストライキ)、縄張り争いストライキ(2つの職種の縄張り争いに起因するストライキ)は禁止。 - 座り込みストライキは連邦最高裁判所によって違法とされており、使用者から解雇されてもNLRAの保護を受けない。 - ストライキの際に暴行、脅迫等を行った労働者は法的保護を受けない。
争議行為予告制度	争議行為を行う場合、使用者に5日前の予告が必要。	医療事業については、使用者に10日前の予告が必要。 <参考> 労働協約を更新・改廃するに際し、60日(医療事業は90日)前に使用者に提案する必要があり、その期間は争議行為ができない。
職権・緊急調整制度 一定期間の争議行為禁止 職場復帰命令	- 法制度としての職権調整制度はないが、電力供給に関する公共網の安全確保に重大かつ差し迫った危機がある場合、エネルギー担当相・県知事はストライキ参加者に対して職場復帰を命じることができる(※)。 (※) EDFの民営化後も当該職場復帰命令を発する権限があることは判例で確立していたが、2023年6月にEDFは再国有化されている。 「1959年1月7日の命令(オルドナンス)」及び「国防法典」により、ストライキ参加者に対して職場復帰を命じることができる条件、手続について規定がある。 <条件> 職員全体が国の需要を維持するために不可欠と考えられる役務又は企業に所属するとき、その職務又は雇用を維持する者は各々ひとしく徴用に服しめられる可能性がある。 <手続> 閣議において事前にデクレ(政令)に基づいて承認し、関係企業を管轄する大臣のアレテ(命令)として、各関係者に個別に通知。	- ある産業の全部又は相当部分に影響を及ぼし又はそのおそれがあり、かつ、争議行為により、国民の健康・安全を脅かす恐れがあると大統領が判断した場合(国家緊急事態)、大統領は調査委員会を設置。当該委員会の報告書の提出を受けたとき、大統領は司法長官に対し、連邦地方裁判所に当該ストライキ等の差止命令を請求するよう命じることができる。 - 国家緊急事態に該当する場合、連邦地方裁判所が、最大80日間争議行為を差止、その間に争議解決のための調整可能(※)。 (※) 国家緊急事態については、労使関係法(タフト・ハートレー法(1947))に規定。

諸外国の電気事業における主な争議事例

(備考) 本表は、JILPTの協力の下に、
労働基準局労働関係法課にて作成。

	時期	争議行為の概要	停電発生
イギリス	2012年12月	E.On で、労組Unite の組織するメーター担当従業員が、賃上げを巡り、ストライキを実施。	なし
	2023年2月	Draxの労働者が、賃上げを巡りストライキを実施。	なし
韓国	2002年2月	発電労組が、韓国電力公社の分割民営化法案に反対し、ストライキを実施。	なし
	2006年9月	発電労組が、電力会社の公共性の強化等を求めて、ストライキを実施。	なし
ドイツ	2023年4月	TG Energie(E.OnとTenneT)の労働者が賃上げを巡り、警告ストライキ(※)を実施。	なし
	2023年6月	Vattenfallの労働者が、賃上げ等を巡り、警告ストライキを実施。	なし
フランス	2019年11月	EDF 労働者が、年金改革に反対しストライキを実施。	あり
	2024年1月	EDF 労働者が、賃上げを求めてストライキを実施。	なし
アメリカ	2020年3月	マサチューセッツ州ボストン近郊のエクセロン社発電所で、全米公益事業労働者労働組合支部(UWUA369)が、労働協約の改定、安全上の懸念をめぐってストライキを実施。	なし
	2023年11月	ニュージャージー州のアトランティックシティ電力会社で、国際電気労働者同胞団支部(IBEW Local 210)が、労働協約の改定をめぐってストライキを実施。	なし

(※) 警告ストライキは、交渉中に短期間の職場放棄等を行うものである。警告ストライキについては、本格的な争議行為に課される最終手段原則は適用されない。

上記事例ほか、ギリシャ(2010,2012,2014)、アイルランド(1991)、ナイジェリア(2023)において、労組のストライキの影響により、停電が発生したとの報道が見受けられた。

(別紙)韓国の労働組合及び労働関係調整法における必須維持業務

※労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2

1. 鉄道事業と都市鉄道事業の必須維持業務

- イ. 鉄道・都市鉄道事業の車両の運転業務
- ロ. 鉄道・都市鉄道の車両運行の管制業務(停車場・車両基地等での鉄道信号等を取扱う運転取扱い業務を含む)
- ハ. 鉄道・都市鉄道の車両運行に必要な電気施設・設備を維持・管理する業務
- ニ. 鉄道・都市鉄道の車両運行と利用者の安全に必要な信号施設・設備を維持・管理する業務
- ホ. 鉄道・都市鉄道の車両運行に必要な通信施設・設備を維持・管理する業務
- ヘ. 安全運行のための必要な車両の日常的点検や整備業務
- ト. 線路点検・保守業務

2. 航空運輸業務の必須維持業務

- イ. 乗客及び乗務員の搭乗手続き業務
- ロ. 乗客及び乗務員と手荷物等に対する保安検査業務
- ハ. 航空機の操縦業務
- ニ. 客室乗務業務
- ホ. 飛行計画樹立、航空機運航監視及び統制業務
- ヘ. 航空機の運航と関係するシステム・通信施設の維持・保守業務
- ト. 航空機の整備(窓整備は除く)業務
- チ. 航空安全及び保安に関連する法令、国際協約または就航国家の遊休による航空運輸事業者の安全または保安措置と関連する業務
- リ. 航空機誘導及び牽引業務
- ル. 航空機に対する給油及び地上電源供給業務
- ヌ. 航空機に対する除雪・除氷業務
- フ. 乗客の乗下機施設・車両・荷役業務
- ワ. 「航空法」第2条第16号による航行安全施設と航空機離着陸施設の維持・運営(管制を含む)ための業務

3. 水道事業の必須維持業務

- イ. 取水、浄水(小規模自動化浄水設備を含む)、加圧、配水施設の運営業務
- ロ. 水道施設の統合システムと計測・制御設備の運営業務
- ハ. 水道施設の緊急復旧と水道水供給のための法定基準や手続き等順守のための業務

4. 電気事業の必須維持業務

- イ. 発電部門の必須維持業務
 - 1) 発電設備の運転(運転のための技術支援を含む)業務
 - 2) 発電設備の点検及び整備(整備のための技術・行程支援は除く)業務と安全管理業務
- ロ. 送電・変電及び配電業務の必須維持業務
 - 1) 地域電気供給業務(無人変電所巡回・点検業務は除く)
 - 2) 電力系統の保護のための保護継電器の試験及び点検業務
 - 3) 配電線開閉器及び自動化システムを通じた配電設備の監視・制御と配電線との緊急系統転換業務
 - 4) 電力系統保護のための通信センター(電力系統の遠隔監視制御装置を含む)の運営業務
 - 5) 通信保安管制センター業務
 - 6) 非常時の電力供給における負荷管理業務
 - 7) 送電・変電及び配電設備の緊急復旧業務

ハ. 電力取引部門の必須維持業務

- 1) 電力供給の運営と送電設備系統の運営の制御業務
- 2) 1週間以内の短期電力需要予測による電力系統の安全な運営計画の樹立等給電運営業務
- 3) 電力系統等の運営のための電算室の運営(出入管理、保安管理を含む)業務

5. ガス事業(液化石油ガス事業は除く)の必須維持業務

- イ. 天然ガスの引取り、製造、貯蔵及び供給業務
- ロ. イと関連した施設の緊急整備及び安全管理業務

6. 石油精製事業と石油供給事業(液化石油ガス事業を含む)の必須維持業務

- イ. 石油(天然ガスは除く)の引取り、製造、貯蔵及び供給業務
- ロ. イと関連した施設の緊急整備及び安全管理業務

7. 病院事業の必須維持業務

- イ. 「応急医療に関する法律」第2条による応急医療業務
- ロ. 重症患者の治療・分娩(新生児看護を含む)・手術・透析業務
- ハ. イとロの業務の遂行を支援するための麻酔、診断検査(映像検査を含む)、緊急薬剤、治療食の患者への給食、酸素供給、非常発電及び冷暖房業務

8. 血液供給事業の必須維持業務

- イ. 採血及び採血された血液の検査業務
- ロ. 「血液管理法」第2条第6号による血液製剤(輸血用に限定する。以下この号と同じ)製造業務
- ハ. 血液及び血液製剤の輸送業務

9. 韓国銀行事業の必須維持業務

- イ. 「韓国銀行法」第6条、第28条、第29条による通貨信用政策と韓国銀行運営に関する業務
- ロ. 「韓国銀行法」第47条から第86条までの規定による次の業務
 - 1) 韓国銀行が遂行する韓国銀行券発行業務
 - 2) 金融機関の預金と預金支払い準備業務
 - 3) 金融機関に対する貸出・支払い決済等の業務
- ハ. イとロの業務遂行を支援するための各種電算システムの運用・通信及び施設保護の業務
- ニ. 他の法令により、韓国銀行に委任または委託されている業務

10. 通信事業の必須維持業務

- イ. 機関網、加入者網の運営管理業務
- ロ. 通信障害の申告受付及び修理業務
- ハ. 「郵便法」第14条による基本郵便役務
- ニ. 「郵便法」第15条による付加郵便役務中、内容証明と特別送達の業務